

第十九回 参議院内閣委員会會議録第十二号

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)午後三時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事 竹下 豊次君

委員 白波瀬米吉君

高瀬莊太郎君

矢嶋 三義君

山下 義信君

寺本 廣作君

野本 品吉君

國務大臣 加藤謙五郎君

政府委員 三橋 則雄君

総理府恩給局長 藤田 友作君

事務局側 常任委員 杉田正三郎君

常任委員 藤田 友作君

常任委員 藤田 友作君

常任委員 藤田 友作君

常任委員 藤田 友作君

給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の審議に入つたのであります。これは御存じの通り、議員立法で衆議院から廻つて来たものであります。この案に対する政府の御考えをまゝお聞きしたい、こういうわけであり。実はこの前、大臣にこの委員会へおいでを願いましたときに、一応の御意見を承わつたことを記憶してあります。そのときの御説明では、我々の希望に副うことのできないような消極的の御意見でありましたので、これは困つたものだ、この調子で行つたら又来年の三月末になつたら法律の改正案を出したりなんか、又更にしてやらなければならぬことになるのかも知れない、困つたものだ、という感じを私は持つたわけでございます。そういつまでも何運も何運も改正案、修正案といふのをするのは議会として余り面白いことでもありませんし、止むを得なければそれもやらなければならぬ、こういうふうな考へておつたのであります。その後議員立法で法律案が衆議院のほうへ出されてこちらに回つて来たのであります。承わりますとこれは各党派の共同で提案されたといふことを仄聞いたしましたので、その中にはもとより自由党もお入りになつておることでありまして、自由党の諸君から自由党を代表しておられる菅大臣のあなたに御相談がありまして、そうして或いは我々の平素希望しておるような線に沿うた、何と申しますか、御意見があなたのほうからも覚のほうに

もお示しになり提案者にもお示しになつたかも知れない、こういうふうな私たちは想像したわけでありまして、それが昨日は、今日は都合よくこちらの希望に副うような御説明を承わることが出来るかも知れないというふうな期待を持ちまして私は席に出たわけでありまして、併し大臣お差支えでありましておいででございませんでした。提案者に何つたのですが、提案者のほうでは政府のほうにどの程度に御交渉なすつたのか、どの程度に委員会御質問になつたのかわかりません。結局政府でどういふ御答弁があつたということにはつきりしたことをおつしやらなかつたわけでありまして、それで大臣おいででありませんで、三橋局長が見えておりましたからそれじや政府委員の三橋さんに大臣に代つて御説明を願いたいといふことでお願ひいたしましたところが、政府のほうからまだはつきりした意思を承わつていないから返事ができない、こういうわけでございます。どうもできなかつたわけでありまして、そういうわけで今日又重ねて御出席を要望したような次第であります。その後この前御答弁がありましたとに多少ともお考え直しになつた点があります。しようか、どうでしょうか、その点を先ずお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(加藤謙五郎君) 不健康業務に關して加算を認めるかどうかという問題であります。これは私この席で先般申述べましたか或いは衆議院の委員会で申述べましたかはつきり覚えておりませんが、その趣意は從來不健康業務に従事するかたに対してはそれ相当の本俸のはかに手当を給しておりました。ところが今度の給与体系におきましてはそれはやめましていわけゆる本俸に手当というものを加えました。ものですが故にその体系を維持して行きたい、即ち本俸に手当が加わりました。したが故にそれを基礎としたる恩給といふものは必然多くなつて行くから加算を更に認める必要はないではなからうかという考へ方と、もう一つ恩給法特例審議會でいわけゆる軍人恩給に對し、戦地へ行けば或いは一カ月が三カ月に加算せられるといふようなこと。もございましてけれども、それもいわけゆる旧軍人恩給に對してはその答申に基きましてこれもやめたような次第でございましてが故に、只今のところでは今後更に不健康業務に従事する人に対して特に加算は認めないといふやうなつもりでおるのでございまして、殊に昨年十一月でありましたか、人事院からの勧告によりましてもそういう加算といふことはやつておらないやうな次第でございましてが故に、政府といひましては加算といふことは認めない方針で、その不健康業務に従事しておる者には先般申述べましたごとく手当を本俸に加えて、改めてそれが基礎になるから加算の必要はなからうかと思ひたい、こう思つておる次第でございます。

○竹下豊次君 私はこの問題はほかの加算との権衡の問題とかいふやうなことを政府のほうで一応お考えになるといふこともあるだろうといふふうな考へておるわけでありまして、政府としては取扱いにくい問題であらうといふふうに一応考へておるわけでありまして、ただ併し從來の待遇の程度をほかの公務員よりもより多く落とすといふことに対して、不健康業務に従事しておる公務員に對して行われるといふことであつたならば甚だ困る。どうしても加算を政府のほうでお好みにならないと仮定的に考へますと、ほかの手段で何とかして一つ救済、救済という言葉は當らないかも知れないが、優遇の途を講ずるやうに考へられることが必要ではないか。それについては現在までの俸給が幾らであつたのを更にこの際上げてやるとか、とにかく今の状態よりより不利益な状態に陥れないやうに考慮されることが必要ではなからうか。恩給だけで助けてやるのでなく、ほかのほうでも助けて優遇してもらへるならば、同じことじやないかと私は考へるのであります。むしろほかの優遇のほうが多くなる金額に當る場合があるかも知れませんが、それは金額による問題でありますから、私自身は何も恩給だけにこだわる必要はない、ほかの方法でも結構だと思ひます。ところがほかの優遇の方法については前に三橋局長から一応伺つたこともありましたが、この間もどなたからか御質問がなされて、現在不健康業務に従事しておるがほかの転職する場合に、

その俸給は現状維持で行くのか、下るのではないかと御質問がございました。そのときのお答えでは今更下げないだろうというお答えを承つたように記憶しております。それから引続いて私が逆にならばの仕事をしておる者が不健康な業務に移つた場合にその俸給は上るのかというお尋ねをしましたところ、それにお答えができませんでしたので後で一つお答え願つて結構ですからといって私の質問は打切つたのであります。結局私をして言わしめるならば、先ほど大臣から御説明もありましたが、手当を本俸に繰入れたという優遇の程度で果して恩給の加算を削除する不利益の償いがつくか、つかないかという問題だろと思つて、償つてなお余りがあるというなら問題ないが、更にその上に恩給の加算を認めなければならぬという事は、私の考えとしては筋道が違ふのではないかとと思つております。ただその点がちよつと計算がわかりませんので、今足りないというのを申上げるわけには行きませんが、どうも今日までの説明ではまだ私納得の程度まで、本俸に引直したことによつて満たされておるといふところまではわからないのであります。政府のほうで何か確信があるのかどうかはわかりませんが、もし今後研究の余地があるというふうなことでありましたら、もうその必要が絶対ないというなら別ですが、又更に研究して今の状態より悪い状態に陥れないように努める考えを持つておられるかどうか、その点を一つ承りたいと思つております。

○国務大臣(加藤謙五郎君) 只今は現在給与しておるほうに増したほうが、将来恩給をとる場合増加になるか、或いは加算を付けたほうが本人の利益であるかということをごさいます。私はいふところ、さういふことはいいことではないから只今申せませんが、少くとも私は加算制度を廃止してそれが本俸と申しますか現在の恩給の基礎になるものに加つた以上は、将来もそれが本人のために利益でなければならぬと、こう思つておるのであります。若しそれが非常な不利益になるようなことであるならば何か考えなければならぬと、こう思つておる次第でございます。

○竹下豐次君 私計算がまだわかりませんが、そこには不安を持つのであります。要するに今より悪い待遇にしてもらつては困るというのです。ほかの公務員と比較して悪い待遇に落ちるような結果になつては困るから、それをよくお考えになつて頂きたい。細かい計算もして頂きたい。それと逆に先ほど申上げましたように更によくしてくれというのをこの際我々としては言うのもおもしろくないのじやないか、こゝういふ考えを持つておるのであります。幸い恩給だけやありません。給与関係の全体の責任の担当の大員であるということも承つておりますので、両方をならみ合せて研究して今後処理してもらふことが私は望ましいと思つて。今度は三月三十一日までこの案を出しませんと、実際これはこの際困ると思つておる。私個人としては賛成できないと思つておる。更に又何れも何れも同じようなことを言うのもいやでもありますし、又納得の行くところまで研究しなければ、受給者に

対しても私たちとしては責任を果さないといふことになりまして、こゝういふ質問をいたしておるわけでありませぬ。

○国務大臣(加藤謙五郎君) 細かい個々の計算はわかりませんが、少くとも不健康業務に従事しておりました者は、普通の事業に従事した者より従来の加算という制度はやめましたけれども、それより不利益にならぬといふことにはいたすという根本理念と申しますか、それにおいては違ひはないと思つておる次第でございます。将来もさういふふうにごさいます。

○竹下豐次君 それでは一段と細かく一つ御研究をお願いすることにいたしました。私の質問はこれで打切ります。

○寺本廣作君 先ほどから大臣の御説明をお伺いしたのであります。この間の俸給切替の際に不健康な業務に従事しておる者には手当を本俸に繰入れた。それでそれが恩給の基礎になるから加算制度を廃止しても不利益ではないといふ御説明ですが、それから軍人恩給の加算もやめる、それから人事院の勧告にも加算を認められないといふこと、加算を認めないといふような政府全体の御方針のように承つたのですが、さうでございますか。それは恩給だけの問題じやなくて、この年金保険は、今丁度国会に出ております厚生年金やら共済組合制度の問題などで、加算制度全体を認められておるか、その点を伺いたい。

○国務大臣(加藤謙五郎君) 私は細かいことはよくわかりませんが、諸外国の恩給制度の例を聞きまして、恩給には必ず加算というものがつ

くものとは限つておらないのでございまして、只今のところは加算という制度はやめたいといふ考えを持つておるということはいふ／＼申した通りでございます。

○寺本廣作君 いや今この恩給の問題だけでなく政府全体の方針としてこの加算制度の合理性を認められるかどうかということですが、それは年金保険の問題もあるし、共済組合の問題もあるし、社会保障的なものも考え方がだんだん恩給制度の中に浸み込んで来ておると思つておる。さうすると、労働力が急速に消耗してしまふものさうでないものと別扱いしたらいいんじやないか。現に厚生年金では飯内労働や地下労働にはほかのものより早く年金がつくようになっておる。先ほどからの説明でこの手当を本法に繰入れたのだからいいのだという説明ですけれども、それじや恩給年限前に労働力が消耗してしまつてやめなければならぬ者にとつては、たとえ手当が本法に入つておつても非常に不利になる。だから手当が本法に入つたのだから加算をやめていいのだという説明にはならぬか、政府はどう考へるか。それがだんだん社会保障制度的なもの考へ方に近づいたものが国内に起つて来ておると思つて。この際政府は加算制度全体をどういふふうにごさられるか。軍人恩給の加算制度をやめるのは財政的な理由じやないと思つて。軍人恩給は特権的なものがあると言われまされども、軍人恩給のうち加算制度の事の起りは多少合理性があつた、それがだんだん高じて、世間では非常に特権的なものになつた。併しこれには非常

に合理性があつたものと思つし、今軍人恩給の復活に當つて加算制度を認めないといふことは、主として財政的な理由だけじやなくして、加算制度自体に合理性があると政府は考へられるかどうか、その点についての政府の方針をお伺いしたい。

○国務大臣(加藤謙五郎君) 加算制度は只今のところでは先刻申上げたやうに成るべく認めないという方針をとつておるのであります。それでその場その場のそれに相当すると申しますか、どの程度まで相当すると申しますか、不健康業務に従事する者には手当と申しますか、それだけ俸給を多く一時的に出して行つたほうがよろうかといふ考えを持つておる次第でございます。

○寺本廣作君 私は政府で決定した結論を伺つておるのじやないのです。その結論になつた理由をどうお考えになるかといふことを伺つておるのです。御決定になることは先ほどから繰返しておるからよく承知しております。その理由は加算制度の合理性があると認められるか、或いは加算制度の合理性がないと認めて切つたのか、その理由を伺つておるのです。

○国務大臣(加藤謙五郎君) いろいろ細かい理由もあるでございます。面倒でございます。計算もな／＼面倒でございます。その場でやつたほうが却つてよくはないか、まあ今のところはさういふ理由も必ずしもどういふわけではございませんが、諸外国の例もさうであります。が故に、さういふ線に沿つて行つたほうがよろうかと、こゝういふはらでくだ

けて申上げますとそういうふうなふうに思っております。

○山下義信君 今寺本委員の御質問のようなお尋ねしようと思つておつたのですが、非常に何と言いますか適切な御質疑がありまして全く同感なものであります。この前に問題になつておりました点の修正がなされたときに、政府が本日おつしやつたようなことをおつしやつたかどうかということをはわかりませんが、恐らくあの当時には今のようなはつきりとした意思表示はなされなかつたのだらうと思つてあります。併しまだ明瞭でない点があるのでも、同僚の寺本委員がその点を明確にして欲しいという御質疑があつたのであります。これは重大な問題です。ただ単に今問題になつております修正点についてのみ政府が当面する処置に困るからとか、或いはいろいろ御事情があつてそういう所信を表明されたというのでは私も納得ができません。従つて将来恩給制度については、今寺本委員から広く関連した共済組合制度、或いはその他の年金制度の上においても一貫した方針をとるかという御質疑があつたのであります。御答弁が明確でなかつたのであります。私は絞つて恩給制度に関して、恩給制度というのが存続する以上、この制度の上において将来加算制度というものを再考慮するということはないかどうかということをお伺いしたいと思います。それが一点です。それから先ほど加算制度を廃止する、今後もう行きたくないという御理由にこの種の業種に対する

給与の改善をこれに当てるのだということ、果して給与の改善と加算制度という御見解でしようか。これも寺本委員の御質疑と全く同様です。私も給与の改善というものと恩給制度の加算というものは幾らか関係があるか知らんが、それは元の俸給の金額のなぞういつたようなものには幾らか関係があるか知らんけれども、加算制度というものを考慮したその理論と、その業種によるところの給与というものの差といふものとは、これは違ふのじやないかと思つております。私はそう考へる。加算制度を考へるゆゑにそれは言うまでもなくその受給者の生存の残存年令といふものを考慮して、そうしてそれから恩給金額の上において影響があるという関係はあつても、これは加算制度を廃止したために給与を改善した、給与を幾らか改善したために加算制度の必要はなくなつたのだという、全部これがとつて代るといふことの合理性は私にも納得がたい。政府はどういうふうな私を合理化されるかというものを私も聞きたい。ですから私の質問は結局二つであります。寺本委員の御質疑と全く同様です。恩給制度を存続する以上は加算制度は絶対に将来再考慮しないかどうかという点が一点。それから給与の改善と加算制度の廃止といふものは全くこれは振替えのできるものだと政府は信じておられるか。おるならばその理由を承つておきたいと思つております。その二つです。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) 加算制度を将来絶対に設けんかという御意見でございますが、絶対という言葉は私も

申上げかねますが、只今のところでは再考慮いたさないというふうなつもりでおります。

それから只今加算制度を認めずしてその給与を多くすればいいという議論は少しどうであらうかという御意見であります。これは結局見解の相違とも私は言ひ得るかと存じます。私が、私はその不健康業務に対して給与を或る程度上げますれば、それが将来の加算制度とどうなるかという細かいそらばんのことばかりを申すけれども、一時従事しての間給与を多くすればそれで加算制度と同様と申されなくても知れませんが、或る場合においてはよくなる場合もあるかも知れない。結局問題は最終的に言つて金額がどうなるかという問題であるかと思つております。最後の恩給と申しますか、最後に給与される額がどうなるか、これが問題であらうかと思つております。それが加算制度と同様に行くか或いは重くなるか或いは軽くなるかといふことはわかりませんが、これは私にはそのときによりまして、不健康業務の状態によりまして給与を増して行けばそれでいいのではないかと、こゝろ思つておるような次第でございます。

は又再考慮なさることがあるかも知れませんが、かように承つてよろしうございませうか。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) 絶対にという言葉をお使いになりましたものから私にはさういふお答えはいたしません、こゝろ申したほうが率直であると思つております。絶対にという言葉を頂いたものですから今のようにお答えをいたしました。

うことを何百年先を決して言うのじやありませんので、ですから今日のところはそういう御態度でありますけれども、加算制度については恐らく再考慮なさる場合があるのじやないかということをお伺いします。その点は如何に考へておられますか。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) 今事例をいたしまして保安隊と申しますか自衛隊と申しますか、将来そういうものが或いは船に乗るか飛行機に乗るか戦車に乗るかというようにあるのじやないかという御意見もありませんが、そういう場合も私も加算制度を認めないという立場で行きたい、こゝろ存じておるような次第でございます。私が将来のことを申しましたが、そのことも考へに含ませて加算制度は認めない、給与で行きたい、こゝろ考へを持っておる次第でございます。

○山下義信君 先ほど寺本委員が各種類似のこゝろいつた年金関係の諸制度について加算制度が現存しておる、それに対する政府の御見解を求められましたが、私もその点関連して御所見を承つておきたいと思つて。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) ちよつと聞き渡りましたが、もう一度おつしやつて下さい。

○山下義信君 他の例えは今例示されましたような厚生年金法につきまして抗内夫等につきましての加算制度が存続して、それらについて全面的に政府は加算制度というものを認めないかという方針かどうか、先ほど寺本委員

員の質問で政府の所見を承わつておきたいと思う。

○國務大臣(加藤鐵五郎君) 只今御指摘になりました共済組合その他につきましても、只今のところでは加算制度はないように思つております。それは私どもとしては只今私が申した立場で行きたい、こう存じておりますけれども、厚生省のごときでございますが、併し私どもとしては只今申しました立場で行きたい、こう存じておる次第でございます。

○山下義信君 現に厚生年金では坑内夫につきましては支給開始の年令等も特別に認めておるのであります。又資格年限等につきましても特別の扱いを認めておる、これもやはり政府のほうではそれには賛成しがたいという御意見でしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(三橋則雄君) 今山下委員の御質問になりました点は、年金を支給する年令の問題ではないかと思つてございます。お話にございましたごとくに、たしかに厚生年金制度におきましては坑内夫等に対します年令の支給年令においてはほかの人々に比較いたしまして若干年令が引下げられております。ところで恩給制度におきまして公務員の従事する公務といふことが仕事、そういうことからいたしまして恩給支給開始年令に差を設けるかどうかというところは今山下委員の申されましたように一つの研究問題ではないかと思つております。併し現在の恩給制度におきましては、公務員の従事する状態によりまして恩給の支給開始の年令に差をつけることをしない、一般的に或る年令に達するまでは恩給を支給しない、又或る年令に達するまでは

若干恩給の年額を減らす、こういうような制度をとつておるのであります。そこで今お話にありましたような厚生年金保険制度におけるような年金恩給の支給開始の年令を厚生年金保険制度のようなものにするかどうかにつきましては研究はしておりますけれども、まだきめるまでに至つていないところでございます。

○山下義信君 この問題は今のような制度を、共済組合なり、或いは厚生年金なり恩給なり、そういうふうな制度のままで行かざらば現在のような制度のままで行かざらば、到底行くというところはきかないので、すべて一貫して年金制度というか退職年金制度というか、そういうものに一貫した場合に加算制度というものを存置するかどうか、これは非常に大きな論争点になる。寺本委員の指摘された通りそういう全般を見て政府は加算制度というものを恩給から削るという一つの理論的根拠を以て出しているのかどうか。ただ便宜的にいろいろな社会事情、財政事情による、即ち私もその点は同感であります。ただ軍人恩給予算の膨大を恐れて加算を削つたというふうな事情から来る加算制度の廃止というのが実は実情ではないか、政府のほうでも一定の結論を出してどういつたようなハンデキヤップをつけることはよろしい、それは厚生年金制度でもその他の制度でも、これから恩給の上においても諸般の年金制度ごとく一つ一つの線に揃えて行こう、言い換れば今のようならば、な制度をいつかは一貫した統合制度にして行く、そういう場合に加算制度があれば非常にこれは邪魔になるというふうな深い筋の通つ

た考え方で加算制度の存廃というものはをきめたのかどうかという点を寺本委員も質問されたし私も聞きたい。そういうことならそういう考えをこの際につきり打出されておかれれば大蔵省所管の年金制度であるうと、厚生省所管の年金制度であるうと、これが労働者の年金制度であるうと公務員の年金制度であるうとすべてごとくこれから政府の提出法案は皆そうなるので、然るに現在各種の改正案が出ておりますけれども、政府提出の例えは厚生年金の改正法案も出ておるけれども、やはり或る種の状態の労働者にはハンデキヤップをつけておる、これは事実です。ですからその点を政府は検討してそういう上立つて恩給法は加算制度を廃止するという結論を出すのかどうか、それならそれで筋が通るのです。そうでなくて軍人恩給に処する財政上の事情から、寺本委員も指摘されておる通りです。そして加算制度は四百億圧縮しようとしてこれを廃止した、それをずつと持つて来てこの修正は結構でございますと言いくいから飽くまで加算制度はこれからやめるつもりだといふのは、政府のこの種年金制度に対する一定の方針とは言いがたいので、それを私も承わつてたしかめておきたい、こういうわけです。それで今の自衛隊についてもいづれ防衛出動をしたときには戦争に入つておるから、戦争に入つても今のようないかなる恩給制度でやつて行くのか、恐らくそれや私どもの想像ではそれでやつて行くというのならばそれで筋が通るが、戦争に行つて命をまことに働くことが起きたとき、今

自衛隊の隊員がそういうふうな恩給制度でも、十五年もかからなければもらえんといつたような今の諸制度でそれで満足して行けるかどうか、それは私は疑問だと思つておる。やはりそれは五年、三年、そういう非常事態の出動に対しては相当なそれが加算制度にならなければ命をまことにするので、それから、そういうふうな生命というものの危険性というものを考えてみると、受ける年金の額の過少というよりは、受給の年限に早く到達するというのも一つの加算制度の、いわゆる生命の危険性に対する考慮から根拠があるので、私どもは加算制度に賛成して言つておるのじやない。言つておるのじやないのではありませんけれども、そういう場合に對して政府はやはりそれとも加算制度というものを認めないという方針で行くというならばそれを承わつておくわけなんです。今大臣は自衛隊の恩給についても加算制度は考えない方針だとおつしやつたが、それはそれでつきりするのです。それならいいのです。いいのであります。今の一般的な方針についてのお考えを承わつておきたいと思つておる。

○國務大臣(加藤鐵五郎君) 現行恩給制度の下におきましてはすべて私が述べた通りに行きたいと思つておる。又ほかの組合、厚生年金その他のほうにつきましては今回はまだまとまつたことになつておりませんが故に將來とめて行きたい、こう存じておる次第でございます。又新しい恩給制度について考えるときには、人事院の勧告もあり、人事院の勧告が加算を認めるといふようなことになつて来れば又考えたいと思つておるが、只今のところは

私の先列申上げた通りの趣旨の下に行きたい、こう考えておる次第であります。

○山下義信君 わかりました。それでは私も一度確認しておきますが、自衛隊の恩給制度が特別に考えられるという場合でも、政府におきましては加算制度は用いない、こういうお考えでございますか。

○國務大臣(加藤鐵五郎君) 自衛隊の件につきましては只今申しましたような立場で行きたい、こう考えておる次第であります。

○野本晶吉君 大体私のお伺いしたことも今までの質問に出ておるのでありますが、それで加算制度を認めない、ハンデキヤップを付けない、そういうことになつて来ますと、現行恩給法の六十条に規定されております一般の文官は在職十七年で恩給を支給する、それから警察、監獄職員は十二年で恩給を支給する。この在職年数の長短がここに職種によつてあるわけですが、それをどういふふうに大臣は理解されますか。

○國務大臣(加藤鐵五郎君) この職業によりまして年限の違いは加算ということと違ふと思つておる。或る種の業務に従事しておる者は何年、或ることで、加算して一年を何カ年に見るとか、或いは一カ月をどれだけにみるかといふことと同じようでありまして、それとも同じようでありまして、おるのであります。この差異はあるだろうと思つておる。

○野本晶吉君 この恩給受給条件としての在職年数の扱いは二色になつておるといふことは、つまり警察、監獄職

員の質問で政府の所見を承わつておきたいと思う。

員の任務或いは仕事というものが、一般文官に比較して勤務が非常に骨が折れるとか、或いは危険があるとか、そういう理由でこの年限の差が設けられておるものと解釈するのですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(三橋則雄君) 現行恩給制度のもとにおきまして、いわゆる警察、監獄職員の普通恩給の所要年限につきましては、いわゆる恩給法上の文官と言われる人々の普通恩給の所要年限に比較いたしまして、今野本委員の仰せられますごとく、若干年限が短くなつております。この年限が短くなつております理由につきましては、今野本委員の仰せられましたが、私は従来も警察、監獄職員の恩給についての沿革的なことも考えてみますると、軍人に恩給が与えられた時代におきましては、兵の恩給との釣合も非常に考えられておつたものではなからうかというふうなところがございます。併しそのいづれにウエイトが置かれておつたか、こういう点になりますと私もはつきりしたことは申上げかねるのでございますが、いろいろ調べてみますと、どうも警察、監獄職員の恩給につきましては下士官、兵の恩給との釣合ということが非常に考えられていたんじゃないかと思つておるのでございます。従いまして私は率直に申し上げます、警察、監獄職員の普通恩給の所要年限が一般文官の普通恩給の所要年限に比較いたしまして若干短くなつておりますので、このことにつきましても今日におきまして、これら警察、監獄職員の給与も相当改善されて来つたという点から

考えましても、相当考え直さなければならぬ問題があるんじゃないかというかと思つて検討いたしておりますけれども、それならばこの年限をどういふふうにしたらいかということにつきましてもまだ結論をつけてないような状況でございます。従いましてその理由につきましても野本委員の仰せられるようなことも確かにあるのじゃないかと思つております。

○野本委員(吉野君) 今の恩給局長の説明は、非常に詳しい説明ですが、昨日の説明に比べて割合に明確を欠いておるとか、やほりここに危険業務であるという要素が多分に入つておるといふふうになりましても考えたい。若しそういうことになりましても、職種によつて恩給受給条件としての在職年数の違いがあるという以上は、やはり危険業務及びこれに類するもの、類する職種があることを認められておるので、従つてその考え方は旧恩給法の三十八条に規定されておる、いわゆる危険業務に適用される考え方であるべきである、こういうふうな思つておるのであるが如何なるものでしょうか。

○政府委員(三橋則雄君) ちよつともう一遍最後のところを教へて頂きたい。

○野本委員(吉野君) 結局まあ警察、監獄職員の在職年数が短いということは、これが危険業務であるからという要素が相当大きいと思つておる。そういうことになれば、単に危険業務というのは警察、監獄職員だけではない、旧恩給法の三十八条ですか、あれに示されております危険業務に対しても適用されるべき考え方がないか、こう言うの

です。

○政府委員(三橋則雄君) たしかアメリカの恩給制度におきましても、警察官のような人につきましても、恩給の支給開始の年齢は若干引下げられておつたと思つておる。併し在职所要年数は変らない、こういうふうになつておると思つておる。それから陸海軍人と一般の公務員と比較いたしました場合に、おきましては、一般の職業軍人の恩給の所要年限は一般の文官に比較いたしまして必ずしも短くはない、なかつたやうな気がするのでございます。従いまして、恩給制度として考えた場合に、おきましては、この恩給の所要年限を短くするということはいろいろな事情から来ておるわけじゃないか、うかというふうな気がするのであります。今野本委員の仰せられますが、ごときことも確かに一つの理由ではなかつたかと思つておるが、ただそれだけで警察、監獄職員の普通恩給の所要年限が短くされておるとも私は言い切れないと思つておる。従いましてその趣旨を貫いて行つて、そうして警察官と同じように、又それに類するやうな危険な業務に従事する者については恩給の所要年限について短くなるやうな措置を考へるのが至当じゃないかという御意見に對しましては、まだ私ははつきりしかと答えかねるところでございます。

○委員(小酒井義男君) 速記をとめて下さい。

○委員(小酒井義男君) 速記を始めて下さい。

れを以て終つたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(小酒井義男君) それでは質疑は終了したものと認めまして、それではこれより討論に入りますから御意見のおありのかたはそれ、賛否を明らかにして御意見を述べ願ひます。

○矢嶋三義君 私には本法律案に賛成いたします。賛成するに當りまして若干申述べておきたいと思つておる。それは昨年恩給法の改正案が本委員会にかつた場合に、当時の本委員会としては修正を行つたわけでございますが、その後一カ年間政府の研究と善処方を要望したにもかかわらず、先日来の各委員諸君の質疑の経過から見ますと、一年前修正した当時と何ら事態が變つていないので当時の態度を寸毫も變へる必要はない、こういう立場に立つておるのでございます。特に私は政府側に要望したいところは、加算制度に対する見解というものが非常に不明確であり、而も我々を納得させることの科学的な論拠を何も持たない、例えばベースをそれだけ考慮してあるからだから加算はやめたのだ、こういうふうな説明されておるが、これは私も軍人恩給復活に伴う恩給法改正のときに、軍人恩給というものをどういふ内容において復活するかということについては重大な問題であつたと思つておるが、財政的な立場から非常に不意に加算制度というものを落した。例えば従来同じ教職員でも、高等学校の教職員と義務制の教職員との間には加算の率の差があつた、これは本俸が若干違ふから、だからその立場から加算率の相違があつたと、こういう

ふうに私は考えております。併しなから旧恩給法における三十八条ノ四の不健康業務に従事する者に対する加算率というものは、先ほど私例を挙げました義務制の教職員と高等学校の教職員の加算率とは、これは私は違ふと思つておる。これは労働力の消耗度とか或いは危険度というものが入つて、こういう加算というものが行われておるわけです。これらを不意に軍人恩給の加算を廃止するからといつて、十ば一からあげやつたところに非常に不意なものがあつたと、こういうふうに考へる次第です。更に先ほど同僚委員諸君からの質問に對しまして、警察官とか或いは看護職員、或いはこれから成長するであろう自衛隊員に対する加算制度につきましても、山下委員の申した導導訊問に加藤國務大臣は漸く堪へたやうであります。今加藤國務大臣が何と言おうが、これは将来事実がはつきり示して来るであらうと思つておる。これらについての全般的な検討、それから我々を納得させることの科学的な説明というものがされてない。従つて私冒頭に申し上げたやうに、一年前に修正をして、旧恩給法三十八条ノ四の延長を図つたその当時と現在は何ら變つていませんので、私は更にこれを一カ年間延長するところの本法律案に賛成するわけでございますが、昨年度ののことを繰返して政府に要望するわけですけれども、この一年八月の満期となる来年まで、私の納得できるやうな処置並びに説明ができるやうに特に善処方を要望して私の賛成の意を現わす次第であります。

○山下義信君 私は社会党第二控室を代表いたしまして本案に賛成の意を表

します。その理由は矢嶋委員の述べられたのと大同小異でございますが、私も旧軍人恩給の復活に際しまして、加算制度の廃止には全面的に賛成をいたしましたのであります。その主たる理由は、軍隊というものがなく軍人というものがなくなつた今日、これが廃止というによりまする影響は、現在その対象がないのでありますから、思い切つて制度の改廃をいたしまして一向差支えない、かような考え方を、殊に何と申しますか、国民感情の上から行きまして、旧職業軍人に対して特別の庇護を加えて特殊の取扱いをするとすることは、国民全部がこの戦争による犠牲をこうむつておられます立場からいたしまして、そういう点に同意を表明したいので、加算制度の廃止には賛成いたしました。併しながらその余波をいたしまして、この種の業種に對する加算制度も又関連して廃止されたのであります。併しながらこういう対象者は現に存続しておるのでありますから、制度の改廃に當りましては十分既得権尊重の建前からいたしまして、期待権尊重の建前からいたしまして、いずれにいたしましてもすでに恩給制度の上において考えられまして加算制度が理由が、以上は、これを廃止いたしますれば代りまして適当な措置が講ぜらるべきでありますことは言うまでもないんです。廃止しても一向差支えないならば、その既存の制度は非常に不合理なものが行われておつたということになるわけでありまして、その制度が合理的であります以上これを廃止いたしますれば、当然先に質疑中に現われましたような、竹下委員の御所見のよ

うに、実質的において損失を与えないような適当な対策が講ぜらるべきであるというところは言うまでもないこととあります。従つて平素の給与の上に相応な措置がなされたということであり、私に未だそのことを詳かにいたしませんと同時に、果して加算制度を廃止したことに代るだけの十分なる給与改善であつたかどうかということにつきましましては、幾多の疑問を持つものであります。なお一部の者にとりましては、そういう事実はない、給与は改善されていなくて抗弁をする対象者もあるわけでございます。それらの実情を調査するということになりまれば相当審議に時日を要することにもなりましようし、或いは又率直に申しまして、完全な給与の改善が行われたかどうかということも私は疑問だと思つて、そういう対象者はたとえ加算制度というものがあつても、当然平素の給与というものはその業体の困難性、危険性、或いは労働力の減耗性、或いは体力の消耗その他から参りまして、当然他の職種よりは給与が高いのが当然である。加算制度を廃止したということになれば、それだけ更に私はそれに振り替るべき措置がなされておるべきであると思つておる。そこまでの給与の改善になつておるかどうかということ、先に申しました通り非常に疑問とするのであります。なお前回修正の際には恐らく政府も何らかの対策を講ずるような意思表示が、不明確ではあるが当然なされたのではないかと、このことを伝聞しております。併し今日それを追求しようとは思いません。併しながら少くともこの種の改正がその対象者に十分その趣旨

が徹底せられる、今矢嶋委員の述べられたように相手方に納得するような努力が試みられてあるかどうかという点につきましましては、私は十分なものがあるのではないかと、この趣旨がいたしません。従つて今日は加算制度のその合理性、不合理性、全般に亘つての検討というふうな立場でなくいたしまして、前回の修正せられたあとの期間延長の間におここの加算制度は自他周知のごとくかなり難解でございますので、その趣旨が対象者に未だ十分に徹底してないということは事実でございます。或いは又必要な措置が落ちておると申しますならば、或いは落ちていないかということをも更に検討いたします。ために、若干の時日を延長する必要があると考へられますので、本案に賛成の意を表するものでございます。

○寺本廣作君 私も改進黨を代表しましてこの法案に賛成をいたします。本来ならば財政支出を伴う議員立法でありますから、最近におきます私どもの党の方針としては賛成できないわけでございますが、加算制度を十分私どもの納得できる程度に研究することなくして削除された点に無理がある。こゝを考へますので、まあ財政支出を伴う議員立法であつても止むを得ん、賛成したいと、こゝにこゝに考へます。

○竹下豊次君 私も本案に賛成いたします。私から申しますまでもなく、六カ月の猶予期間を八カ月に延長をいたしましたのは、その案がこの委員会でもきまして、おとで衆議院の同調を得た、そうして修正案が成立したということに相成つておるわけでありまして、もうこの委員会ではこれは実は本案を作つて、議員立法として提出したいというように私は考へておつたところでありまして、丁度その私どもなどの期待しておつたような案が衆議院で出て参つたのであります。実質において變つたことではないのであります。もとよりこれに異議のあるはずはないと私は思つておるわけでありまして、ただ提案者の昨日の説明理由の說明によりますと、公共企業体云々という説明でありまして、そのほかの部分についてはどう考へておるか、どうもはつきりしない部分がありました。その退職年金と申しますか、恩給の本来を考へる考へ方については、更に十分御考慮を煩わしておきたいという点。もう一点はこの法律案がともしますると、最も熱心にこの問題のために足

力し、又熱望されておつた鉄道の機関車の従事員だけの問題であるというふうな印象を一般に与えることはよろしくないと思ひます。機関車の従事員はその他の一般の危険業務不健康業務のかた／＼を代表してこの主張をされたものと私は考へておりますので、特殊なもののために我々が考へておるのでなく、一般的な問題としてこのことを考へておるのであるということ、ここではつきりしておくべきである、かように考へておるのであります。以上二点を申しこえまして賛意を表します。

○委員長(小酒井義男君) それでははかに御意見もないようでありすが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。

これより恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたは御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長長の口頭報告は前例によつて御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。

それでは委員長長の議院に提出する報告書には多数意見者の署名が必要となつておりますので、本案を可とされた

かたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 竹下 豊次 白波瀬米吉
- 高瀬庄太郎 矢嶋 三義
- 山下 義信 寺本 廣作
- 野本 品吉

○委員長(小酒井義男君) では本日はこれにて散会いたします。午後五時三分散会

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表十下関入国管理事務所の項中「福岡県の内門司市」を「福岡県の内門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市、京都郡、築上郡及び遠賀郡」に、福岡入国管理事務所項中「福岡県(門司市を除く。)」を「福岡県(門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市、京都郡、築上郡及び遠賀郡を除く。)」に改める。

別表十一中東京入国管理事務所田空港出張所の項に次の一項を加える。

東京入国管理事務所新潟港出張所

新潟市

別表十一中名古屋入国管理事務所敦賀港出張所の項に次の一項を加える。

名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所

高岡市

別表十一中下関入国管理事務所門司港出張所の項に次の二項を加え、福岡入国管理事務所八幡港出張所の項及び福岡入国管理事務所若松港出張所の項を削る。

下関入国管理事務所八幡港出張所

八幡市

下関入国管理事務所若松港出張所

若松市

別表十一中鹿児島入国管理事務所鹿児島港出張所の項に次の一項を加える。

鹿児島入国管理事務所名瀬港出張所

名瀬市

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、運輸省設置法の一部を改正する等の法律案(予備審査のための付託は三月十六日)

昭和二十九年四月十日印刷

昭和二十九年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局